

新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いについて
(放課後等デイサービス・児童発達支援)

1 在宅支援の対象児童

事業所への通所ではなく在宅支援へ切り替えることについて、保護者の同意を得られた児童です。

また、保護者から自主的な欠席の連絡があった場合でも、その保護者が在宅支援を受けること（利用者負担額が生じることを含む）に同意した場合は対象児童とします。

※ 単なる欠席を希望し、在宅での支援を望まない保護者については、在宅支援の対象児童とはなり得ません。

2 在宅支援の実施に関する報告について

在宅支援を実施する事業所は、別紙2「臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書（放課後等デイサービス・児童発達支援）」及び別紙3「臨時的な在宅でのサービス利用者の報告（放課後等デイサービス・児童発達支援）」を提出してください。

別紙2及び別紙3の報告をもって本取扱いの適用としますが、事後的に報告があった場合でも、在宅支援の提供記録が整備してある場合は、様式中の「開始日」から認めることとします。

なお、報告はEメールでもFAXでも差し支えありません。

3 報酬の算定を認める場合の要件については、次のとおりとします。

- ① 音声通話、Skype その他の方法により、放課後等デイサービス事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うこと。
- ② 家庭内における児童や保護者のストレスの緩和及び当該児童の円滑な通所再開のため、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続し、家庭の孤立を防ぐこと。
- ③ 児童や保護者のストレスが高く緊急性が高いと判断される場合は、訪問等により適切な介入を行うこと。必要な場合には、人数、時間等を限定して事業所において支援を実施する体制を整えておくこと。
- ④ 日々の支援内容等について日報等を作成し、事業所として支援内容等を把握し記録に残すこと。

- ⑤ 在宅での支援内容等について個別支援計画を作成し保護者の同意を得ること。また、保護者が障害児相談支援を利用している場合は、当該事業所に在宅支援の内容を説明し理解を得ること。
- ⑥ 在宅での支援にも利用者負担額が発生することを保護者に説明し、同意を得ること。特に、当初は欠席を希望し、その後に事業者の説明を受け在宅支援に切り替えた保護者に対して通常どおりの利用者負担額が発生することを丁寧に説明し同意を得ること。

4 支援の提供時間について

音声通話等による支援の提供時間については、児童及び児童の家庭環境を勘案し、各事業者が判断してください。

その際は、家庭内における児童や保護者のストレスの緩和、当該児童の円滑な通所再開等のために必要な時間としてください。

5 支援内容の記録の作成及び開示について

在宅支援を行った場合においても、サービス提供記録を作成し、支援内容、支援時間、保護者等から確認した内容等を把握してください。

また、障害児通所給付費の支払いに関して必要がある場合は、深谷市に対して支援内容の記録を開示してください。

6 障害児通所給付費の請求について

国保連へ請求する際は、実績記録票の備考欄に支援内容を簡潔に入力したうえで請求してください。

(例) 電話連絡による支援 / 訪問による支援 等

7 加算について

放課後等デイサービス事業所において、今般の緊急事態措置前に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとしてください。

ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」等については基本的に算定できません。

8 その他

- ① 本取扱いについては、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。
- ② 本取扱いの対象児童は、深谷市で支給決定を受けている利用児童に限ります。他市町村の支給決定児童については、援護の実施者へご確認ください。

9 報告先について

宛先 深谷市役所福祉健康部障害福祉課
メールアドレス syougai@city.fukaya.saitama.jp
FAX 番号 048-574-6667